

「（仮称）新しい公共を創造する市民活動推進条例」 素案たたき台 3、4 の比較

素案たたき台 4	素案たたき台 3	たたき台 3 に対する意見（WS5：11/18 部会 ：11/28）
	<p style="text-align: center;">前文に関する委員提案の整理について</p> <p>この資料は、提言作成にあたっての検討材料とするために、6名の委員からの前文提案の内容を分類、整理したものです。（部会 （11/28）資料）</p> <p>1 市民活動の現状</p> <p>多岐の分野 多彩な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大和市には、市民の多彩な活動と多くの市民活動団体がある。 ・市民は、まちの課題に参加する権利と責任があるという自覚と自発性のもとに、文化や国際交流、環境、福祉など多岐の分野で力を発揮している。 ・大和市では、おおぜいの市民が、自発性とたすけあいの気持ちから、近隣同士の互助活動や文化・スポーツなど仲間内の活動、さらには福祉・環境・国際交流などをテーマにした社会的な活動など、幅広く活動している。 <p>公の領域の活動拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大和市では、こうした問題（公の領域）に挑戦する市民や NPO の活動が、この10年急速に広がっている。 <p>2 時代背景</p> <p>社会の変革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いま社会は大きく変化している。従来からの中央集権型政治や企業中心型社会では少子高齢化、国際化、情報化、環境など新たな課題の解決は困難。 ・物質文明から精神文化へ大転換が求められつつある。 ・人生80年時代、少子化、地球温暖化、環境ホルモン、国際化、テロ、IT時代、等々、世の中の動きは多種多様。 <p>市民の意識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な価値観のもとに市民が求めるサービスは高度化し複雑化 ・戦後、わが国は超スピードのテンポで先進国の仲間入りを果し、経済支援も出来る経済大国になったが、未知のことや未成熟なことなど欧米のレベルには到達していない部分について少しずつ気づいてきた。 ・私たちの日常のささやかな願いは、衣食住と健やかな暮らし、そして安全で快適な生活で、その多くは自動車や家庭電気製品などに依存し、商業・情報・エネルギーなど多様な産業や行政の活動によって支えられている。しかし、今日では、生活の余りに多くをこれらに委ねてきたために、かえって私たちは、様々な不安とおそれを抱えるようになった。 	<p>【前文：委員提案のなかの一つで、たたき台3における例示】</p> <p>私たちの日常のささやかな願いは、衣食住と健やかな暮らし、そして安全で快適な生活です。その生活の多くは、自動車や家庭電気製品などに依存し、商業・情報・エネルギーなど多様な産業や行政の活動によって支えられています。</p> <p>しかし、今日では、生活の余りに多くをこれらに委ねてきたために、かえって私たちは、様々な不安とおそれを抱えるようになりましした。</p> <p>食品の安全性、高齢者介護や子育てサービスの確保、居住環境や地球環境の保全など挙げればきりのない問題に悩んでいます。みんなの悩み、みんなの問題は、「私」の領域を超えてもはや「公」の領域へと拡大しています。</p> <p>大和市では、こうした問題に挑戦する市民やNPOの活動が、この10年急速に広がっています。多くの市民・NPOが行政だけに任せではおけないと考えています。委ねたことを自らの手に取り戻そう、自分たちで「公」の領域に取り組みもうとし始めたのです。企業も、社有地の一部を市民活動に開放したり、ボランティア休暇をはじめると、市民活動に参加する例がでてきました。「行政のみでなく市民・NPOそして企業もまた公共を担う時代」が来ています。</p> <p>このように共に担う「公共」を「新しい公共」と呼びたいと思います。</p> <p>「私たちの日常のささやかな願い」の実現に、「新しい公共」が深く関わっていることは、もはや明らかではないでしょうか。</p> <p>市民・NPOそして企業が自分の所有する時間、知恵、資金、場所、情報などの資源を「社会に開く」ことで、その資源はみんなのものになります。これを「社会資源」とよびます。</p> <p>行政は今日にいたるまで、もっぱら「公共」を占有してきました。しかし、いまや、行政もまた自らの資源を「開き」、「社会資源」の形成に「参加」することが求められています。</p> <p>市民・NPOにとって「社会資源」は「新しい公共」を担う活動のエネルギーであり、望ましい未来を生み出す糧となるものです。</p> <p>この条例は、市民、企業、そして行政が協働して「社会資源」を生みだし、「新しい公共」を担っていくための理念と仕組みを描き出すものです。</p> <p>この条例を活用し、多くの市民の参加により、次世代に誇りをもって引き継ぐ未来の大和が実現できることを確信しています。</p>

「（仮称）新しい公共を創造する市民活動推進条例」 素案たたき台 3、4 の比較

素案たたき台 4	素案たたき台 3	たたき台 3 に対する意見 (WS5 : 11/18 部会 : 11/28)
<p style="text-align: center;">セクター論</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政が担う「公的セクター」には税の公平性による画一化の問題や経済面からの制約があり、多岐にわたる市民ニーズに応えられなくなっている。 市民が担う「市民セクター」は、自由な発想による柔軟なサービスが可能 <p style="text-align: center;">共通認識、制度化の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の意欲や活力、自発性を市民文化の形成やコミュニティサービスに生かすためには、市民や市民セクターに対する共通認識と制度が必要 わたくしたち大和市民は、大和市をより暮らしやすい街にしたいと希望している。そのために、市民一人一人が自発的な意思に基づいて市民としての活動を十分に行えるような制度をつくるが必要になった。 <p>3 新しい公共について</p> <p style="text-align: center;">私と公の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 私的領域から一步出た「公共」領域は専ら行政が担うものという古い概念が市と市民双方にあり、市民による活動の自由な拡大と発展を抑制してきた。 人々は心の豊かさ、他人とのふれあい、生きがいや自己実現を求め活動に参加している。それは初めは個人的な関心によるもの、仲間内の活動かも知れないが、活動を通じて社会とつながる。 食品の安全性、高齢者介護や子育てサービスの確保、居住環境や地球環境の保全など挙げればきりのない問題に悩んでいる。みんなの悩み、みんなの問題は、「私」の領域を超えてもはや「公」の領域へと拡大している。 多くの市民・NPO が行政だけに任せてはおけないと考えている。委ねたことを自らの手に取り戻そう、自分たちで「公」の領域に取り組もうとし始めたのである。 企業も、社有地の一部を市民活動に開放したり、ボランティア休暇をはじめなど、市民活動に参加する例がでてきた。 <p style="text-align: center;">新しい公共の概念</p> <ul style="list-style-type: none"> 欧米にはコモンズ概念があり、公共を行政だけが担わず、市民や非営利の市民団体、そして事業者も参加することにより、使い勝手の良い施設やサービスを提供している。 誰もが生き生きと暮らせる社会をめざし、みんなで知恵や力を出し合い、社会的課題の解決を図る時代を迎えている。私たちは、そのような社会のあり方を「新しい公共」と呼ぶ。 これまでの議論では、「行政だけが担うものではなく、市民や非営利等の団体、そして事業者が共に担うもの」という点では共通している。 		<p style="text-align: center;">新しい公共の概念</p> <p>【私と公】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい公共で重要なことは、滅私奉公ではなく「私」を大事にしつつ「公」を考えていく、ということ。《部会 》 「私」は謙譲語で、「公」=えらい、に対してへりくだった使われ方をする。「私」にかわる言葉があれば、それを使う方が良い。《部会 》 <p>【旧い公共と新しい公共】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい公共の説明には、旧い公共について多少触れた方がわかりやすい。《部会 》 前文で、旧い公共にも触れてコントラストをつけると、議論をする触媒になるのではないか。《部会 》 新しい公共は、旧い公共と対比するというよりは、行政だけが担うのか、みんなで担うのか、という公共の担い方、実現の仕方の違いを言うのではないか。《部会 》 旧い公共と新しい公共は、実態において違いはあるのか。プロセスについてしか定義できないのか。《部会 》 旧い公共のアンチテーゼではなく、これからの過程全体が新しい公共につながっていく、と考えている。そのなかで、自分の意見を言い合える場、「なんだ、君もそう考えていたのか」など、私事性の共同化が大切だと思う。《部会 》 新しい公共の概念は、事例の積み重ねで創出していきたい。《WS5》 <p>【場とルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい公共では、今まで発言することを奪われていた人たちが、本音で意見を言えるということが必要。まず、本音を出す場をつくっていくことが重要。そして、ルールの決め方を決めていくことで、みんなが納得していく。《部会 》 新しい公共は時代とともに変わっていくが、ルールをつくるのが大切。《部会 》 草の根の活動のように守ってあげなければいけない公共もあるわけで、ケースバイケースという面もある。まずは、新しい公共を判断できる場の存在が重要である。《部会 》 ルールが徐々に発展していく、ということが重要。今回の協働ルールもその考え方が基本にある。《部会 》 <p>【公共とは 新しい公共とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> 何が公共か、というのは、みんなで議論する必要はあるが、時代によって変わるもので難しいもの。《部会 》 新しい公共をなぜとりあげたのかを、つきつめて書くしかない。言語化できるもの、できないものはあるが、土台づくりが大事。「私」が良いと思うことを言える、ということ、市民へのメッセージとして発すれば良いのでは。 まず「私」がいて、多様な価値観を共生させていくために、いろんな場やルールをつくる必要がある。また、関係性が成立するために、お互いに社会資源を出し合っている、ということが大切。お互いに参加しながら、ルールをつくり出したり関係をつくっていくのが新しい公共の世界だろう。《部会 》

「（仮称）新しい公共を創造する市民活動推進条例」 素案たたき台 3、4 の比較

素案たたき台 4	素案たたき台 3	たたき台 3 に対する意見（WS5：11/18 部会 ：11/28）
<p>・日本のパブリックやコモンズという考えは「ある共同体の構成員の一般=皆のもの」ということがその意味の一つとされおり、「.....共同体、皆のもの」という考えをヒントにすると、「誰もがいきいきと暮らせる社会を目指す」や「みんなで知恵や力を出し合い、社会的活動を試みる」等々というようにどのような共同体、皆のもの（市民、市民団体、企業、市等）であるかが、大和市独自の公共概念の提示となると考える。</p> <p>・「行政のみでなく市民・NPO そして企業もまた公共を担う時代」が来ている。このように共に担う「公共」を「新しい公共」と呼びたいと思う。</p> <p>・「私たちの日常のささやかな願い」の実現に、「新しい公共」が深く関わっていることは、もはや明らかではないだろうか。</p> <p>新しい公共と市民活動</p> <p>・市民の元気な活動が「新しい公共」を創り出す源。それは自律と協働を気風とする市民文化を成熟させ、地域の中に様々なたすけあいの関係、コミュニティサービスを生み出す。</p> <p>・市民活動を通じて、市民自身がおのれの街に関心を抱き、市政のあり様を問い直す。市民の市政への関わりは、「新しい公共」を大きく広げる。</p> <p>4 社会資源</p> <p>社会資源とは</p> <p>・市民・NPO そして企業が自分の所有する時間、知恵、資金、場所、情報などの資源を「社会に開く」ことで、その資源はみんなのものになる。これを「社会資源」とよぶ。</p> <p>資源を開く</p> <p>・市民は多岐の分野で力を発揮しているが、それは、市民一人ひとりがかつ地域資源を私事にせず外部に開くプロセスでもある。</p> <p>・「新しい公共」は、大和の街に関わる者 市民、市民活動団体、企業（事業者）、市等が、互いにその知恵や力、自分が持っている社会資源を提供し合う。</p> <p>・行政は今日にいたるまで、もっぱら「公共」を占有してきたが、いまや、行政もまた自らの資源を「開き」、「社会資源」の形成に「参加」することが求められている</p> <p>社会資源の重要性</p> <p>・そして活動を通じて多くの者が結びつき、地域の中に多様な関係を広げるが、それは個人にとっても社会にとっても様々な成果を生み出す。</p> <p>・市民・NPO にとって「社会資源」は「新しい公共」を担う活動のエネルギーであり、望ましい未来を生み出す糧となるもの</p>		<p>・「新しい公共」をどこまで具体的に説明するのか。例示？あくまで概念の説明？《WS5》</p> <p>・新しい公共を条例で規定しているところはない。「（みんなで）共に担う」という定義だけでよいのか。《WS5》</p> <p>・新しい公共とは「新しい」のは公共の内容ではなくて、公共の担い方、実現のされ方が今まで違う」ということを言っていると思う。《WS5》</p> <p>・新しい公共の内容よりも、どのように実現されるかを定義する。《WS5》</p> <p>・第2条の新しい公共を、「市民活動や協働により達成される公共」という表現にしてはどうか。《WS5》</p> <p>・条文の中で新しい公共の定義をはっきりさせておく。《WS5》</p> <p>【行政と市民団体】</p> <p>・個々の市民どうしの関係はわかるが、行政はどうなるのか。新しい公共においては、行政もひとつの主体にすぎないのか。《部会 》</p> <p>・行政と市民団体では、もともと持っているもの・資源の違いがある。《部会 》</p> <p>・共通の事柄を拾い出し、マーケットにまかせておけないものを委ねるのが政府であり、市民と対等な当事者としてはとらえられない。《部会 》</p> <p>前文と基本理念の関係</p> <p>・「前文」と「基本理念」の関係がやはり不明確。前文では何を言いたいのか？基本理念の条文は必要なのか？《WS5》</p> <p>・前文＝条文全体へのメッセージ。具体的な内容は条文で。《WS5》</p> <p>・前文でこれだけ書いてあれば（基本理念）として条文に入れなくても良いのではないのか？《WS5》</p> <p>・前文は私達のやりたいことをきちんとわかりやすく説明していると思う。《WS5》</p> <p>・条文になければ具体的な拘束力はない。条文に入れるべき！《WS5》</p> <p>多様性をめぐる議論</p> <p>・「多様な価値観」は条文に残すべきだと思う。《部会 》</p> <p>・多様性は市民活動のポイントなので、ぜひ盛り込むべき《部会 》</p> <p>・ムラ社会には、公（おおやけ）はあったが多様性はなかった。ムラ社会を再現することはいけない。条文には多様性は入れるべきだろう。《部会 》</p> <p>・大和のまちの現状から考えて、多様性は入れるべき。《部会 》</p> <p>・多様性という言葉が都合よく使われないために、意味するところを前文できちんと表現する必要があるのでは。《部会 》</p> <p>・「多様性」については、前文できちんとその意味を説明するとともに、目的にも位置付けることとしたい。《部会 》</p> <p>・大和市ではインドシナ難民を援助する活動も盛んだが、マイノリティも含めて、いろいろな国の人たちが生活しているという現状からも、多様性というのは意味がある。《部会 》</p> <p>・多様な価値観は出発点にあり、それを認め合うことが必要。多様な価値観を共生させるためには、ルールが必要であり、それが新しい公共へとつながる。《部会 》</p>

「（仮称）新しい公共を創造する市民活動推進条例」 素案たたき台 3、4 の比較

素案たたき台 4	素案たたき台 3	たたき台 3 に対する意見（WS5：11/18 部会：11/28）
<p>5 協働</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民セクターを市との対等な契約関係のもとで拡大し、「企業セクター」とともに、セクター間で協力協働することが市民の生活快適空間の創出につながる。 パートナーシップという定義を「東京都ボランティア非営利団体の促進に関する懇談会報告」では、活動主体 A と B（市民、市民団体、企業、市等）とが各々対等かつ自由な立場で、共通する目的のために協働する関係」としている。 <p>6 条例を定める理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 市と市民、事業者が自らの役割を自覚し協働して「新しい公共」を形成し、あらゆる市民が暮らしやすい豊かで調和に満ちた大和市と、相互扶助の精神にあふれた地域コミュニティを構築するため、この条例を定める。 市民や市民活動団体、企業（事業者）市等が、「誰もが生き生きと暮らせる大和の街」をめざし、それぞれの役割を自覚し、参加と協働によって「新しい公共」を実現するため、この条例を定める。 市行政と市民が、ゆとりある心豊かな充実した日々を過ごせる社会をめざして、個人が、お互いに協力し、競争し、我慢する心で、自己の行動に責任を持ち、それぞれが行動をして行くため、この条例を定める。 この条例は、市民、企業、そして行政が協働して「社会資源」を生みだし、「新しい公共」を担っていくための理念と仕組みを描き出すものである。 わたくしたちは、ここに、市と市民（「市民団体等」を含む）がよりよく協働し、従来の、上から与えられた公共ではない、市と市民が一体となった「新しい公共」を創造することを宣言し、この条例を制定する。 	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市民等、事業者及び市の協働による市民活動を推進することにより新しい公共を創造するための基本理念、基本的事項を定め、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>目的の表現</p> <ul style="list-style-type: none"> 「協働による市民活動」は市民活動を限定してしまうので、表現を修正してほしい。《部会》 第1条（目的）は「新しい公共を創造するため」が、第一義に来て分りやすくなった。ただ、「市民活動」に「市民等、事業者及び市の協働による」が修飾語となっているが、「協働によらない」市民活動も対象としてほしい。《WS5》 <p>条例化に際して</p> <ul style="list-style-type: none"> 理念と仕組みの混在が、条例全体を不明確にしたり、「条例化検討」ということを多くしている。理念条例なのか、仕組み条例なのか、位置付けをはっきりさせる。《部会》 例えば、この場合は多数決、この場合は絶対多数決など、ルールをどうやってつくるかは、このたたき台には書かれていない。ルールづくりへ引っ張り出すしかけということだろう。《部会》 市民活動などによる実績や実態があるから条文化できる（条文化したからといって必ず実現するわけではない）。《WS5》 <p>わかりやすい表現</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体的にわかりやすい表現に努めたい。句点「。」は一つの条文の一つでなくてはならないのか。また、「及び」は「および」にしたい。
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市民、市民団体、事業者および市の協働により新しい公共を創造するための基本理念、基本的事項を定め、もって多様な価値観を認める豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市民等、事業者及び市の協働による市民活動を推進することにより新しい公共を創造するための基本理念、基本的事項を定め、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>目的の表現</p> <ul style="list-style-type: none"> 「協働による市民活動」は市民活動を限定してしまうので、表現を修正してほしい。《部会》 第1条（目的）は「新しい公共を創造するため」が、第一義に来て分りやすくなった。ただ、「市民活動」に「市民等、事業者及び市の協働による」が修飾語となっているが、「協働によらない」市民活動も対象としてほしい。《WS5》 <p>条例化に際して</p> <ul style="list-style-type: none"> 理念と仕組みの混在が、条例全体を不明確にしたり、「条例化検討」ということを多くしている。理念条例なのか、仕組み条例なのか、位置付けをはっきりさせる。《部会》 例えば、この場合は多数決、この場合は絶対多数決など、ルールをどうやってつくるかは、このたたき台には書かれていない。ルールづくりへ引っ張り出すしかけということだろう。《部会》 市民活動などによる実績や実態があるから条文化できる（条文化したからといって必ず実現するわけではない）。《WS5》 <p>わかりやすい表現</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体的にわかりやすい表現に努めたい。句点「。」は一つの条文の一つでなくてはならないのか。また、「及び」は「および」にしたい。

「（仮称）新しい公共を創造する市民活動推進条例」 素案たたき台3、4の比較

素案たたき台4	素案たたき台3	たたき台3に対する意見（WS5：11/18 部会 ：11/28）
<p>（用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新しい公共 市民、事業者および市が、共に担う公共をいう。</p> <p>(2) 市民活動 市民および事業者が行う自発的な活動で、次のいずれにも該当するものをいう。ただし、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に規定する宗教、政治および選挙に関する活動を除く。 イ 新しい公共に参加する意思のある活動 ロ 多様な価値観を認め合う活動 ハ 営利を目的としない活動</p> <p>(3) 市民団体 市民活動を継続的に行う非営利団体をいう。</p> <p>(4) 市民等 新しい公共に参加する意思のある市民および市民団体をいう。</p> <p>(5) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人で、新しい公共に参加する意思のある者をいう。</p> <p>(6) 社会資源 情報、人材、場所、資金、知恵、技等の市民活動を推進するために必要な資源をいう。</p> <p>(7) 市民事業 市民等および事業者が行う社会に貢献する自由で継続的な市民活動</p> <p>(8) 協働事業 市長、市民等および事業者が、公共サービスに関してお互いの提案に基づき協力して実施する事業</p>	<p>（用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新しい公共 市民等、事業者及び市が、共に担う公共をいう。</p> <p>(2) 市民活動 市民及び事業者が行う自発的な活動で、次の各号に該当するものをいう。ただし、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に規定する宗教、政治及び選挙に関する活動を除く。 イ 新しい公共に参加する意思のある活動 ロ 営利を目的としない活動</p> <p>(3) 市民団体 市民活動を継続的に行う非営利団体をいう。</p> <p>(4) 市民等 新しい公共に参加する意思のある市民及び市民団体をいう。</p> <p>(5) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人で、新しい公共に参加する意思のある者をいう。</p> <p>(6) 社会資源 情報、人材、場所、資金、知恵、技等の市民活動を推進するために必要な資源をいう。</p>	<p>市民活動の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多様な価値観」は市民活動の定義に入れるべきで、「多様な価値観を認め合う活動」という方が良い。《部会》 ・あるものを承認する、どうやって共生していくのか、という視点が大切。「生み出す」というよりは「多様な価値観を認め合う活動」という表現が良い。《部会》 ・「多様な価値観」は「イ 新しい公共に参加する意思のある活動」に含まれるのでは、目的に入れるので、ここでは入れなくても良いと思う。《部会》 ・「次の各号に該当するもの」ではイロハ全部を満たす、とは読めない。「次のいずれをもみたす」というような表現に変更する必要がある。《部会》 <p>市民の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の定義化は必要だと思う。（条例解説に書けるなら条例にも書けるはず）市民の役割はあるのに…。《WS5》 ・条文では、市民の定義は大和市に住む21万人の市民ではなくて、協働ルールに関連する市民を定義する。《WS5》 <p>事業者の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者とNPOの位置付けについて、事業者とNPOを同じ土俵で取り扱い、入札も一緒にやる。一緒の土俵で取り扱ってもNPOの特性に配慮する。NPOを特別扱いする制度とする。という3つの方向性があると思うが、大和はどのようにしていくのか。《部会》 ・NPOと事業者は、ベースが一緒でないところがある。例えば情報公開はNPO法で義務付けられているが、同じルールをつくらないとNPOに不利。《部会》 ・新しい公共をベースに事業者も参加する、という今の位置付けで良いと思う。具体的にはその場その場で決裁者が判断すれば良いのでは。《部会》 ・今の入札制度という土俵に企業と同じ条件でNPOがあがるのは良くない。むしろ、NPOと企業がお互いの特性を活かして（「NPO=ミッション」「企業=経営戦略」）ジョイントベンチャーを進めるなど現在とは違う土俵を用意すべき。《部会》 ・現在の入札制度がNPOにとってフェアな条件かどうか問題。NPOは銀行からの融資が受けにくい、という現実もある。《部会》 ・新しい公共をベースに、市民等、事業者、市の協力も存在する、という考え方で整理しておきたい。《部会》 ・一口に事業者といっても、大企業から小さい商店までいろいろある。それらを一括して事業者とすることに不都合はないか。《部会》 ・事業者の規模ではなく、行為の内容で区別すべき。《部会》 ・市民活動の第2条(1)ロの「営利を目的としない活動」は営利団体が参加する時のしぼりはどうする？《WS5》 ・事業者は利益を追求するもの。非営利活動をするということは考えにくい。市民活動に含めるなら、方法論やルールを決めておかないと、市民団体はひとたまりもないと思う。《WS5》 ・事業者は主体的に非営利活動をするというよりもサポートする立場。《WS5》 ・入札の仕方次第で企業も協働に参加できる。（三鷹の子育て事業にベネッセが想定予算の1/3で入札した例）事業者も無視できない。パートナーとしてうまく利用できないか。《WS5》
<p>市民活動概念図</p> <p>市民活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民および事業者が行う自発的な活動 ・新しい公共に参加する意思のある活動 ・多様な価値観を認め合う活動 ・営利を目的としない活動 <p>市民活動概念図</p> <p>市民活動</p> <p>市民</p> <p>市民団体の活動</p> <p>市民等</p> <p>事業者が行う活動</p> <p>市</p> <p>協働事業</p> <p>市民事業</p>		

「（仮称）新しい公共を創造する市民活動推進条例」 素案たたき台 3、4 の比較

素案たたき台 4	素案たたき台 3	たたき台 3 に対する意見（WS5：11/18 部会 ：11/28）
		<ul style="list-style-type: none"> ・営利／非営利の区別がつけられるようになれば、事業者を入れてもいいのでは？協働推進会議がその機能を果たす。《WS5》 市民事業・協働事業の定義 ・市民事業は「市民自らが行う事業」等の定義化をするとともに、条文に入れ込むこととする。《部会 》 ・市民事業と同様に、協働事業も定義化することとする。《部会 》
<p>（基本理念） 第3条 市民等、事業者および市は、相互理解を深めながら対等の関係で協力・連携し、新しい公共の創造に貢献する（以下「協働の原則」という） 2 市民等、事業者および市は、協働の原則に基づき、市民活動を推進する。</p>	<p>（基本理念） 第3条 市民等、事業者及び市は、相互理解を深めながら対等の関係で協力・連携し、新しい公共の創造に貢献する（以下「協働の原則」という） 2 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づき、市民活動を推進する。</p>	
<p>（市民等の役割） 第4条 市民等は、その自発性及び自己の責任に基づき、新しい公共を創造するための活動を行う。 2 市民団体は、その活動の有する社会的責任を自覚するとともに、開かれた運営を行い、当該活動への市民の理解および参加の促進に努める。</p>	<p>（市民等の役割） 第4条 市民等は、その自発性及び自己の責任に基づき、新しい公共を創造するための活動を行う。 2 市民団体は、その活動の有する社会的責任を自覚するとともに、開かれた運営を行い、当該活動への市民の理解及び参加の促進に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1項は「行う」というより「行うことができる」ぐらいの表現が良いのでは。《部会 》
<p>（事業者の役割） 第5条 事業者は、新しい公共に関する理解を深め積極的に社会資源を提供するよう努めるとともに、その社会的責任に基づき市民活動を推進する。</p>	<p>（事業者の役割） 第5条 事業者は、新しい公共に関する理解を深め積極的に社会資源を提供するよう努めるとともに、その社会的責任に基づき市民活動を推進する。</p>	
<p>（市の役割） 第6条 市は、市民活動を推進するための総合的な施策を実施し、新しい公共を創造するための環境づくりを行う。 2 市は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の主旨を踏まえ、市民等との協議のもとに、市民活動を推進するために必要な情報の公開を徹底し、継続的な自己改革を進める。 3 市は、市の施策や計画等への早い段階からの市民の参加を促進する。</p>	<p>（市の役割） 第6条 市は、市民活動を推進するための総合的な施策を実施し、新しい公共を創造するための環境づくりを行う。 2 市は、大和市情報公開条例（平成13年大和市条例第号）の主旨を踏まえ、市民等との協議のもとに、市民活動を推進するために必要な情報の公開を徹底し、継続的な自己改革を進める。 3 市は、市の施策や計画等への早い段階からの市民の参加を促進する。</p>	
<p>（相互の信頼関係） 第7条 市民等、事業者および市は、お互いの信頼関係を育むために、協働の原則に基づき、対話し、交流し、学びあう。</p>	<p>（相互の信頼関係） 第7条 市民等、事業者及び市は、お互いの信頼関係を育むために、協働の原則に基づき、対話し、交流し、学びあう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・単独の条文として残す。《WS5》 ・市・事業者・市民を1つの家族として考えるのかどうか。《WS5》
<p>（社会資源の活用等） 第8条 市民等、事業者および市は、それぞれが社会資源を活用し、創出し、提供する 2 市民等、事業者および市は、前項の社会資源の活用</p>	<p>（社会資源の活用等） 第8条 市民等、事業者及び市は、それぞれが社会資源を活用し、創出し、提供する 2 市民等、事業者及び市は、前項の社会資源の活用等を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第11条（市民事業）を削除する場合、11条3項「社会資源の提供」を残すためにも第8条は残しておきたい。《WS5》 ・「新しい公共」の達成に社会的資源の活用は不可欠。社会資源は定義付けのためという消極的な意味ではなく、重要な項目として条文として残すべき。《WS5》

「（仮称）新しい公共を創造する市民活動推進条例」 素案たたき台 3、4 の比較

素案たたき台 4	素案たたき台 3	たたき台 3 に対する意見（WS5：11/18 部会：11/28）
等を進めるために、自発的な意思表示が可能な場や機会の充実に努める。	進めるために、自発的な意思表示が可能な場や機会の充実に努める。	
<p>（協働の拠点）</p> <p>第9条 市民等、事業者および市は、協働の原則に基づき、それぞれの役割分担に応じて、社会資源の充実に図るための協働の拠点（以下「協働の拠点」という）を設置し、その充実に努める。</p> <p>2 協働の拠点は、原則として、市民等が運営を担う。</p>	<p>（協働の拠点）</p> <p>第9条 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づき、それぞれの役割分担に応じて、社会資源の充実に図るための協働の拠点（以下「協働の拠点」という）を設置し、その充実に努める。</p> <p>2 協働の拠点は、原則として、市民等が運営を担う。</p>	
<p>（市の施策）</p> <p>第10条 市長は、協働の原則に基づき次の各号に掲げる施策を推進する。</p> <p>(1) 市の施策の体系化を進めること。</p> <p>(2) 施策の実施にあたり市民等との協働を進めること。</p> <p>(3) 市職員に対して新しい公共の創造に関する啓発や研修等を行うこと。</p> <p>(4) 前条に定める協働の拠点が機能するために必要となる市の社会資源を提供すること。</p> <p>(5) この条例に基づく施策の実施状況について公表すること。</p> <p>(6) 前号に定めるもののほか、行政評価の結果および施策の実施状況に関する行政情報を公開すること。</p>	<p>（市の施策）</p> <p>第10条 市長は、次の各号に掲げる施策を推進する。</p> <p>(1) 市民活動の推進に関する施策の体系化を進めること。</p> <p>(2) 施策の実施にあたり市民等との協働を進めること。</p> <p>(3) 市職員に対して新しい公共の創造に関する啓発や研修等を行うこと。</p> <p>(4) 前条に定める協働の拠点が機能するために必要となる市の社会資源を提供すること。</p> <p>(5) この条例に基づく施策の実施状況について、年に1回公表すること。</p> <p>(6) 前号に定めるもののほか、行政評価の結果及び施策の実施状況に関する行政情報を公開すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1項本文は、「市長は、協働の原則に基づき次の各号に掲げる施策を推進する」とする。また、(1)は、「市の施策の体系化を進めること」とする。《部会》 ・第10条6号は、自治基本条例にという意見もあるようだが、基本条例ができるかはまだ未定。入れておくべき。《WS5》 ・第10条5号「施策の実施状況の公表」は既存の“みんなの街づくり条例”にもこの項目はある。基本条例ができた段階で削除されればよい。今は入れておく。ただし「年一回」は削除。《WS5》
<p>（市民事業）</p> <p>第11条 市民等および事業者は、誰もが生き生きと暮らせる地域づくりのために、自主的に市民事業を行う。</p> <p>2 市民事業を行うもので、市民等、事業者および市との交流および連携を望む場合は、その自主性に基づき登録を行うことができる。</p> <p>3 市民等、事業者および市は、社会資源を必要とする市民事業に対して、それぞれの役割分担に応じた社会資源の提供を行うよう努める。</p> <p>4項削除</p>	<p>たたき台2の内容</p> <p>（市民事業）</p> <p>第11条 市民等及び事業者は、その自発性に基づき、自主的かつ創造的に地域の課題解決等に取り組む市民活動（以下「市民事業」という。）を行う。</p> <p>2 市民事業を行うものは、自主性を尊重した意思表明的な登録（名簿への記載）を行う。</p> <p>3 市民等、事業者及び市は、市民事業を行うものが望む場合は、それぞれの役割分担に応じた社会的資源の提供を行うよう努める。</p> <p>4 市民事業の内容等については、協働の原則に基づき、別に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動と市民事業は根本的に違う、分けるべき、というのが、私たちの仲間の意見。市民事業は市民が行ってきた事業で、それをきちんと条文で位置付けてほしい、という思いがある。NPO法も事業については書いていない。《部会》 ・市民事業には、行政は関わらないのが基本。《部会》 ・ワークショップでも意見が出たが、社会福祉協議会の位置付けが気になる。《部会》 ・社会福祉協議会は行政と一体化しており、その実態からみても、ここでいう自主性を重んじた市民事業とは違うだろう。《部会》 ・社協ボランティアの活動は、協働ルールではどう位置付けられていくのか。《部会》 ・たたき台2の11条2項で「登録を行う」となっているが、「登録を行うことができる」と柔らかくした方がよい。《部会》 ・市民事業は「市民自らが行う事業」等の定義化をするとともに、条文に入れ込むこととする。《部会》 ・（市民事業）の条項が削除され、「市民事業」「市民活動」が「協働事業」に一本化されたら、助成金や補助金を受けている市民団体の位置付けはどうなるのか？《WS5》 ・市民事業の条文はあった方がよいと思う。《WS5》 ・市民事業を削除されると言われると、我々に対して「もういない」という言われたような印象を受ける。残してもらいたい。《WS5》 ・「市民事業」の条項は残すべき。でも「継続的収益事業」というのは違うと思う。あくまで非営利。《WS5》

「（仮称）新しい公共を創造する市民活動推進条例」 素案たたき台 3、4 の比較

素案たたき台 4	素案たたき台 3	たたき台 3 に対する意見（WS5：11/18 部会 ：11/28）
		<ul style="list-style-type: none"> ・（協働事業）の条項に（市民事業）が含まれるように書き直してみても？《WS5》 ・市民事業は協働事業とは違う。情熱を持って自主的にやってきた。市民事業の条項は残すべき。《WS5》 ・大和市では市民事業の実績がある。その実態に基づいて記述すれば条文化できるのではないかと。《WS5》 ・（市民事業）の条項は残す《WS5》
<p>（協働事業）</p> <p>第12条 市長、市民等および事業者は、協働の原則に基づき、協働事業を行うことができる。</p> <p>2 協働事業を行うものは、当該事業に関する基本的事項を定めた協定を締結する。</p> <p>3 協働事業を行おうとする市民等および事業者は、登録を行うことができる。</p> <p>4 協働事業の内容等については、協働の原則に基づき、別に定める。</p>	<p>（協働事業）</p> <p>第11条 市長及び市民等は、協働の原則に基づき、公共サービスに関してお互いの提案により協力する事業（以下「協働事業」という）を行うことができる。</p> <p>2 協働事業の実施にあたっては、市長と市民等は、当該事業に関する基本的事項を定めた協定を締結する。</p> <p>3 協働事業を行おうとする市民等は、登録を行うことができる。</p> <p>4 協働事業の内容等については、協働の原則に基づき、別に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業＝行政だけではできない公共のサービスを市民と協力しながらやる事業。《WS5》 ・事業者からの提案内容に応じて事業内容が変われば協働事業と言えるのではないかと。《WS5》 ・「協働事業」の決定や、そのプロセスの透明性を担保するため、「登録」や「評価」等を条例に位置付けるべきではないかと。《WS5》 ・入札の仕方を明確にし（電子入札）いろいろな事業者には競争意識を持たせたい。《WS5》 ・協働事業に入札という形態はあり得ないのではないかと。《WS5》 ・どこがやるかを決める際に、入札というやり方もあると思う。但し、内容を話し合ってから決めて、事業をお願いする「随意契約」の方が多いだろう。《WS5》 ・食事サービスは事業者と一緒に競争入札でやっている。利益を出さなくていい分、同じくらいの値段で質の高いサービスができるため、評価されている。そういう点ではNPOも競争力があると言える。《WS5》 ・一方、「銀行などからお金を借りられないNPOが事業者と対等にできるなんて考えられない」という点も一理ある。《WS5》 ・市民団体のあり方について-非営利の範囲にはバザー収益も含まれるのか。《WS5》 ・市民事業/協働事業、営利/非営利など、整理をする必要がある。《WS5》
<p>（市の施策や計画等への提案）</p> <p>第13条 市民等は、新しい公共に関する市の施策や計画等に関する意見又は協働事業について、協働推進会議へ提案できる。</p> <p>2 前項の提案があった場合は、協働推進会議は公開の場での協議を行ったうえで当該提案に関する意見書を作成し、当該提案とともに市長へ送付する。</p> <p>3 市長は、前項の提案および意見書の送付を受けた場合は、その内容を施策や計画等に反映するよう検討しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の検討結果に関する説明責任を負う。</p>	<p>（市の施策や計画等への提案）</p> <p>第12条 市民等は、市民活動の推進に関する市の施策や計画等に関する意見を、協働推進会議に対して提案できる。</p> <p>2 前項の提案があった場合は、協働推進会議は公開の場での協議を行ったうえで当該提案に関する意見書を作成し、当該提案とともに市長へ送付する。</p> <p>3 市長は、前項の意見書の送付を受けた場合は、その内容を施策や計画等に反映するよう検討しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の検討結果に関する説明責任を負う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・推進会議で検討して、また市で検討する、というのは、屋上屋を重ねるようである。提案は市が受けたものを推進会議へ送る、というように、もっとすっきりできないかと。《部会》 ・1項の「市民活動の推進に関する」は「新しい公共に関する」の方が良い。《部会》 ・この仕組みは良くできていると思う。推進会議は継続的に活動していくなかで公共性も帯びてくる。まどろっこしいけれども、対話を進める場になる。《部会》 ・手続きをかけることによって生じる公共もある。絶対やる、というような仕組みでは、実際には行政は動かない。説明責任を果たすなかで、お互いに理解し変わっていくことが必要。《部会》 ・この提案制度は、協働事業の提案の場としても使える。公開の場で生まれる協働もあるかもしれない。《部会》 ・2項の公開の場での協議には、行政職員も参加する必要がある。《部会》 ・3項は「検討しなければならない」では弱いのでは、「実行しなければならない」ぐらいの表現が良いと思う。《部会》 ・公開の場での協議への職員参加は、ディスカッションのための資料提示に留めるべきである。この推進会議は、裁量権を行政に代わってするものではない。裁量権は行政が行使すべきもの。《部会》

「（仮称）新しい公共を創造する市民活動推進条例」 素案たたき台 3、4 の比較

素案たたき台 4	素案たたき台 3	たたき台 3 に対する意見（WS5：11/18 部会：11/28）
		<ul style="list-style-type: none"> ・2本立てはありうる。協働事業に関する提案は拘束力を持たせ、行政独自の部分に関する提案については検討する、など。《部会》 ・3項の「その内容」とは、意見書だけではなく、もとの提案内容+意見書、ということがわかるように表現すべきである。《部会》 ・従来の陳情や「わたしの提案」等の提案制度との住み分けをどうするか？協働推進会議が権威になる危険性がある。《WS5》 ・市民への提案だけでは従来型にすぎないので、審議会等への提案が出せる様な組織にしたらどうか。《WS5》 ・協働推進会議について論点を深めなくてはならないので、施策への提案機能は自治基本条例へまかせたらどうか。《WS5》 ・第12条「市民活動の推進に関する市の施策や計画等」「新しい公共に関する市の施策や計画等」《WS5》
<p>（協働推進会議） 第14条 この条例の推進や運用に関する事項、その他新しい公共の創造に関する事項を調査審議するため、協働推進会議を置く。 2 協働推進会議は、公開とする。 3 協働推進会議に関する事項は、協働の原則に基づき別に定める。</p>	<p>（協働推進会議） 第13条 この条例の推進や運用に関する事項、その他新しい公共の創造に関する事項を調査審議するため、協働推進会議を置く。 2 協働推進会議は、原則公開とする。 3 協働推進会議に関する事項は、協働の原則に基づき別に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・推進会議が、今まで声を出せなかった人に開かれるのであれば意義がある。《部会》 ・2項の「原則公開」は、「徹底公開」としたい。また、メンバーをどう選ぶか、というのが大切。《部会》 ・議事録は、委員名も明示した徹底公表が望ましい。《部会》 ・委員の再任は避けるべき、任期何年まで、ときちんと決めるべき《部会》 ・継続性を持たせるため、任期をずらすような工夫は必要だろう。《部会》 ・協働推進会議は、内容をつめきらないまま条文化は出来ないと思う。《WS5》 ・推進会議の最終的な機能（アウトプット）は何か？どういう風に位置づけるのかを検討すべき。《WS5》 ・推進会議の条文を検討するにあたり、規則や条文の解説に委ねる内容の統一化を考える必要があると思う。《WS5》 ・協働推進会議はどのような背景から登場してきたものか。《WS5》 ・協働推進会議に集約されていくとき、この会議のスタッフは行政・市民・事業者が1/3ずつ決定力を持つのか？つまり「2対1」になった場合、多数決で「2」の方の側に決定するということがあるのか。《WS5》 ・協働推進会議の「決定」と行政の条文のどこにコミットするのか。「決定」のウェイト、有効性はあるのか。《WS5》 ・構成メンバーの母体の原案づくりを急いではどうか。《WS5》 ・構成メンバーは「市民公募～名、役所～名」と固定するのか？《WS5》 ・構成メンバー案：再任なし（固定化して権威化させない） 任期1～2年（交代期を半年ずらして継続性を担保）《WS5》
<p>（委任） 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。</p>	<p>（委任） 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。</p>	